

岩手大学ものづくり技術研究センター規則

平成28年3月24日 制定
令和6年4月25日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第5条の規定に基づき、岩手大学ものづくり技術研究センター（以下「センター」という。）の組織、運営及び業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、これまで岩手大学（以下「本学」という。）が蓄積してきた金型技術、鋳造技術及び複合デバイス技術等、工学系分野の実績を活かし、これに農学系分野、社会科学系分野まで含めた全学体制でのものづくり技術の総合的研究拠点として、ものづくり技術に関する研究のさらなる発展を目指すとともに、研究成果とものづくり技術を地域産業等に提供し、新産業の創出及び高度専門技術者の育成を通じて地域産業等の発展及び岩手の基幹的産業の高度化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 ものづくり技術に関する研究開発プロジェクトの遂行に関すること。
- 二 ものづくり技術の基盤的研究開発に関すること。
- 三 ものづくり技術を用いた地域企業等との共同研究の推進に関すること。
- 四 学生、社会人、地域技術者のものづくり技術教育に関すること。
- 五 地域ものづくり教育支援に関すること。
- 六 ものづくり技術講習会、講演会などの啓発及び広報活動に関すること。
- 七 外国とのものづくり技術を通じた国際交流活動に関すること。
- 八 その他ものづくり技術研究に関する諸業務

(部門)

第4条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- 一 金型技術研究部門
 - 二 鋳造技術研究部門
 - 三 生産技術研究部門
- 2 前項各号に掲げる「金型技術研究部門」は「金型技術研究センター」と、「鋳造技術研究部門」は「鋳造技術研究センター」と、「生産技術研究部門」は「生産技術研究センター」と称することができる。
- 3 第1項に掲げる各部門に次の部を置く。
- 一 基礎研究部
 - 二 新技術応用展開部
- 4 第1項に掲げる部門に部門長を置き、兼務教員のうちからセンター長が推薦し、学長が任命する。

(職員)

第5条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 兼務教員
- 三 その他の職員

(センター長)

第6条 センター長は、センター全般の業務及び運営を統括する。

- 2 センター長は、本学の専任の教授のうちから学長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、センター長が辞任、事故等により欠けた場合における後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は再任されることができる。

(副センター長)

第7条 センターに、副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副センター長は、兼務教員のうちからセンター長が推薦し、学長が任命する。
- 4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期は、その任期の開始の日現にセンター長である者又はその任期の開始の日にセンター長へ就任する予定である者の任期を超えることができない。

(部門長)

第8条 部門長は、当該部門を統括する。

- 2 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、部門長の任期は、その任期の開始の日現にセンター長である者又はその任期の開始の日にセンター長へ就任する予定である者の任期を超えることができない。
- 4 各部門長を金型技術研究センター長、鑄造技術研究センター長及び生産技術研究センター長と称することができる。

(副部門長)

第9条 部門に副部門長を置くことができる。

- 2 副部門長は、部門長の業務を補佐する。
- 3 副部門長は、兼務教員のうちからセンター長が推薦し、学長が任命する。
- 4 副部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、副部門長の任期は、その任期の開始の日現にセンター長である者又はその任期の開始の日にセンター長へ就任する予定である者の任期を超えることができない。
- 6 各副部門長を金型技術研究センター副センター長、鑄造技術研究センター副センター長及び生産技術研究センター副センター長と称することができる。

(兼務教員)

第10条 兼務教員は、センター長の申請に基づき学長が任命する。

- 2 センター長は、前項の申請に当たっては、当該教員の所属する学部等の長の同意を得るものとする。
- 3 兼務教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、兼務教員の任期は、その任期の開始の日現にセンター長であ

る者又はその任期の開始の日にセンター長へ就任する予定である者の任期を超えることができない。

(特任教員及び特任研究員)

第11条 センターに特任教員及び特任研究員を置くことができる。

2 特任教員及び特任研究員の選考に関する事項は別に定める。

(客員教授等)

第12条 センターに客員教授等を置くことができる。

2 客員教授等の任期は、1年を超えないものとし、再任を妨げない。

3 客員教授等の選考に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第13条 センターの庶務は、研究・地域連携課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月25日から施行する。